

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

現行	改正後	備考
<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 職業指導員及び生活支援員</p> <p>a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。</p> <p>b 職業指導員の数は、1以上とする。</p> <p>c 生活支援員の数は、1以上とする。</p> <p>(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除</p>	<p>(指定障害者支援施設の一般原則)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>_____必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければ_____</u>ならない。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(ア) 職業指導員及び生活支援員</p> <p>a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とする。</p> <p>b 職業指導員の数は、1以上とする。</p> <p>c 生活支援員の数は、1以上とする。</p> <p>(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除</p>	

して得た数以上

(ウ) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年／文部／厚生／省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1以上とする。
- c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア（ア）又はイ（ア）の職業指導員又は生活支援員のう

して得た数以上

(ウ) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年／文部／厚生／省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

- a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とする。
- b 職業指導員の数は、1以上とする。
- c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

- a 利用者の数が60以下 1以上
- b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア（ア）又はイ（ア）の職業指導員又は生活支援員のう

ち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア (イ) の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア (ウ) 又はイ (イ) のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5)、(6) 略

## 2、3 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

ち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

(削る)

エ ア (ウ) 又はイ (イ) のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5)、(6) 略

## 2、3 略

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第7条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第5条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)\_\_\_\_\_並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、第5条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)、(2) 略

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号。以下この条\_\_\_\_\_において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第135条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第145条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（指定障害福祉サービス基準条例第171条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(1)、(2) 略

(サービス提供困難時の対応)

第15条 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号。以下この条及び第36条第3項において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第125条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第135条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第145条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（指定障害福祉サービス基準条例第171条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議

\_\_\_\_\_をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(職場への定着のための支援の実施)

第36条 略

2 略

(新設)

(新設)

2 略

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第27条 略

2～4 略

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 略

(職場への定着のための支援等の実施)

第36条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス基準条例第176条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス基準条例第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、

(運営規程)

第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条 \_\_\_\_\_ において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(13) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 略

2、3 略

(新設)

(新設)

利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第46条 指定障害者支援施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第52条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(13) 略

(勤務体制の確保等)

第47条 略

2、3 略

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第49条 略

2 略

(新設)

(衛生管理等)

第50条 略

2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設に おいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第49条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第50条 略

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければ ならない。

(1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症

(掲示)

第52条 略

(新設)

(身体拘束等の禁止)

第53条 略

2 略

(新設)

(新設)

及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第52条 略

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第53条 略

2 略

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。



- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。